

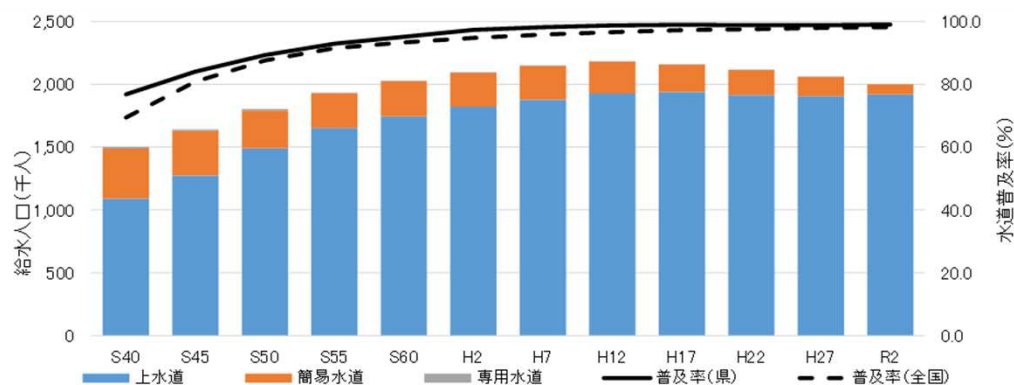
令和5年(2023年)3月24日
 環境部 水大気環境課 水源水道係
 仙波 道則(課長) 吉澤 晃(担当)
 電話 : 026-235-7168(直通)
 : 026-232-0111(代表)内線2757
 F A X : 026-235-7366
 E-mail : mizutaiki@pref.nagano.lg.jp

【策定の背景】

- 水道事業は、人口減少に伴う料金収入の減少、水道施設・管路の老朽化の進行や耐震化の遅れ、専門人材の不足など多くの課題に直面しており、県内水道事業のあるべき姿と実現に向けての具体的方策を示した「長野県水道ビジョン」を平成29年3月に策定し、各種施策に取り組んできました。
- 令和元年10月に施行された改正水道法では、都道府県に水道事業の基盤強化の有効な方策である広域連携の推進役としての責務が規定され、「水道広域化推進プラン」の策定が要請されました。
- そのため、水道広域化推進プランを包含し、小規模水道の基盤強化策等を新たに規定したビジョンの改定を実施しました。

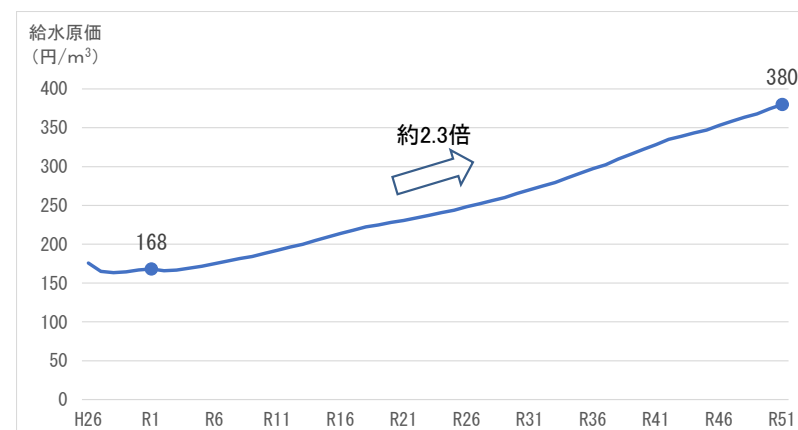
【現状と課題】

- 県内の給水人口は2,002,610人、水道普及率は99.0%
- 給水人口は平成15年度(2,185,213人)をピークに減少傾向



給水人口及び水道普及率の推移

- 令和元年度の県平均の給水原価は168円/m³
- 令和51年度には380円/m³まで上昇する見込み



公営水道事業者の給水原価の推移及び推計

【課題】

- 人口減に伴う水需要の減少による給水収益の減少
- 技術職員の不足等による運営基盤の弱体化

【課題】

- 給水収益の減少及び更新需要の増加による給水原価の上昇
- 事業者間の水道料金格差の拡大

【主な改定内容】

1. 水道事業の広域連携

改定ビジョンを、県内水道事業の広域連携の推進方針等を記載した「水道広域化推進プラン」としても位置付け、以下の方向性で今後の検討を進めます。

【広域連携の方向性】

- 県内を9圏域（上田・長野を1圏域）に分割し、各種広域連携について検討した結果、いずれも**圏域単位の「事業統合」を目指しつつ**、以下の2つの方策により**段階的に広域連携を実施**することとした。
 - ① **一部の事業者の「事業統合」を先行**して実施し、圏域の中核となる事業者を設立した上で、圏域内の他の事業者との事務の共同化・技術面、人材面での協力や業務受託等の連携を行う。【該当圏域：佐久、上田・長野、上伊那、松本】
 - ② **「事務の共同化」**により、経費の削減、仕様書の共通化・施設等の更新基準の統一・営業業務の共同化等を通じた技術力や専門性を確保する。【該当圏域：諏訪、南信州、木曾、北アルプス、北信】
- 圏域をまたぐ広域連携が有効な場合は、圏域が異なる事業者間における広域連携策についても検討を進める。

2. 小規模水道の基盤強化に向けた対応策

小規模水道等の基盤を強化し、将来にわたり持続的に運営するための支援策等を新たにビジョンに盛り込みます。

| | | | |
|-----------|---|-----------|---|
| 全般 | ・近隣の上水道事業又は簡易水道事業への統合 ・給水区域のスリム化（深井戸等による自給体制の確保、運搬給水等） ・給水区域外の開発抑制 ・ニーズを把握した適切なアドバイス | 施設 | ・設置場所に応じた取水設備や維持管理が簡便な浄水設備の導入 ・給水規模及び将来予測に基づく、統廃合を含めた施設のダウンサイジング |
| 人材 | ・公益法人等の組織による技術的支援の実施を検討 ・アドバイザー派遣事業の拡充等による人材バンクシステムの構築 ・技術研修等を通じた職員の育成 | 費用 | ・水質検査等の共同委託や薬品の共同購入による効率化 ・リース契約による設備導入コストの削減 ・他事業との連携による維持管理コストの削減 |

3. 指標及び目標値

施策の進捗状況等を踏まえた目標値の見直しや、広域連携の取組等に係る新たな指標の追加を行います。

| 指標 | 現状値 | 現目標値（年度） | 新目標値（年度） |
|------------|-------------|-----------|------------|
| 公営企業会計の適用率 | 67.5%(2021) | 61%(2020) | 100%(2023) |

| 指標 | 現状値（年度） | 目標値（年度） |
|-----------------|---------|-------------|
| 水道の広域連携に取り組む圏域数 | － | 全ての圏域(2026) |
| 水道基盤強化計画※策定圏域数 | － | 4圏域(2026) |

※ 広域連携等を含む水道の基盤強化に向けた具体的な実施計画（水道法第5条の3）